

あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリー実施要項

1 目的

あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリーは、「あすなろ学習室」を利用して学習した時間を対象にポイントを付与し、子どもたちの「自ら学ぶ意欲」を高めることを目的とする。

2 あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリー参加対象者

あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリーに参加できる者（以下、参加者）は、県内に在住または在学する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び高等専門学校の児童・生徒とする。

3 ポイントについて

- (1) 学習時間（「がくしゅうをはじめる」ボタンを押してから「がくしゅうをおわる」ボタンを押すまで）を単位（ポイント）化する。
- (2) 学習時間の上限は1回あたり1時間1ポイントとする（30分未満は0ポイント、30分以上1時間未満は0.5ポイント）。1日あたりの上限は2ポイントとする。
- (3) 参加者は、あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリーで獲得した単位（ポイント）を「授業外ポイント制度（ゆうゆうポイントラリー）」の認定証を受けるための単位（ポイント）の20単位（ポイント）分に充てることができる。そのためには、コンピュータ上に表示される「ポイント画面」を印刷・保管し、認定証申請時、単位認定カード（ゆうゆうポイントラリーカード）と併せて事務局に郵送することとする。
- (4) 学校の授業等であすなろ学習室を利用して学習したとしても、あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリーの単位（ポイント）対象にはならない。

4 注意事項

参加者は、あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリーの運用に支障を及ぼすようなことをしてはならない。

5 その他

「ゆうゆうポイントラリー」に関することについては、「授業外ポイント制度（ゆうゆうポイントラリー）運営要綱」に基づくものとする。

附則

この要項は、平成21年6月8日から適用する。

附則

この要項は、令和5年3月1日から適用する。